

平成 22 年 12 月 9 日

株式会社 TOKYO AIM 取引所
自主規制グループ 御中

「TOKYO PRO-BOND Market」制度概要に対する意見

(意見提出者及び連絡先)

一般社団法人流動化・証券化協議会

証券化の国際戦略タスクフォース

〒105-0001

東京都港区虎ノ門 2-9-14 発明会館 3F

TEL : 03-3580-1156

E-mail : info@sfj.gr.jp

貴社より平成 22 年 11 月 10 日付でパブリックコメントに付された『「TOKYO PRO-BOND Market」制度概要』について、下記のとおり意見を提出いたします。

なお、本件パブリックコメントにあたり、流動化・証券化協議会として、証券化市場関係者全体の意見集約をしたわけではありません。そのため、以下は、個々の流動化・証券化協議会会員から寄せられたコメントをまとめたものであり、コメント相互間の方向性の相違や、コメントに対する反対意見もありうることを念のため申し添えます。

記

1. TOKYO PRO-BOND Market 上場制度

I. 目的	TOKYO PRO-BOND Market に上場できる有価証券の種類に、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項第 13 号に掲げる資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券及び第 14 号に掲げる信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券を追加することについて御検討いただけないでしょうか。いわゆるイスラム債（スクーク）の上場も可能にするためには、これら（特に第 13 号）の有価証券も対象とすることが必要であると解されます。
	TOKYO PRO-BOND Market に上場できる有価証券の種類に、「特定社債券：金商法 2 条 1 項 4 号に掲げる資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券」が含まれています。 これは、特定社債の形態をとることで所謂証券化商品の上場が可能となる

	<p>ことを示しているものと考えられます。</p> <p>対しまして、所謂証券化商品には現在、コーポレートファイナンスと違い、裏付資産とスキームの特性を示す一定の情報開示が求められ、日本では日本証券業協会の自主規制に基づいて「標準レポーティングパッケージ」に準じたデータ開示を行うことが推奨されています。</p> <p>上場制度で日本の証券化商品について自主規制と同等の推奨規定を設ける必要はないと考えられますが、他方で、外国証券にも証券化商品の場合に日本の自主規制と同様の配慮を求めておくほうが、「上場」によるお墨付きに安心感が得られるものと考えられます。</p> <p>即ち、特に上場できる有価証券の種類として挙げている特定社債券の部分の但し書きとして、「金商法2条1項4号に掲げる資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券」だけでなく、追加として、「日本証券業協会の自主規制に基づく標準レポーティングパッケージに準じたデータ開示を行うことが推奨される」等を添えていただくことが望ましいのではないかと思います。</p>
<p>II. 上場制度</p> <p>1. 新規上場</p> <p>a. 新規上場申請</p>	<p>特定証券情報に関して、いわゆる流動化・証券化に係る証券の裏付資産に関する情報を記載させるにあたっては、記載に要する手間・コスト及び当該情報が公表されることへのオリジネーターの懸念等、様々な市場関係者の利害が関係する部分ですので、特定有価証券の様式及び標準レポーティングパッケージに準じたデータ開示の推奨を定めるにあたっては、適宜、流動化・証券化の関係者の意見を聴取される機会を設定いただければ幸いです。</p>

2. TOKYO PRO-BOND Market 売買制度及び清算・決済制度

2. 清算・決済制度	<p>「証券決済は、(株)証券保管振替機構の一般債振替制度における口座振替により行います」と記載されている一方で備考欄には「ただし、(株)証券保管振替機構の取扱い銘柄でない社債券等に係る清算及び証券決済は取引参加者間で行うこととなります」とあります。この点、(株)証券保管振替機構の取扱い対象でなくとも、TOKYO PRO-BOND Market の上場対象たりうるという理解でよいか、御確認いただけないでしょうか。</p>
------------	--

以上